

(案)

令和4年 月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市子ども・子育て会議  
会長 柏女 霊峰

第2期流山市子どもをみんなで育む計画の見直しの策定について（答申）  
令和4年3月29日 流家第1812号で諮問のあった、第2期子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～（令和2年3月）の見直しについて、別添のとおり答申します。



## 第2期子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～【見直し（原案）】

流山市子ども・子育て会議より、第2期流山市子どもをみんなで育む計画の見直しの策定について（諮問）（令和4年3月29日 流家第1812号）に基づき、原案を示す。

このことについて、十分に参酌の上、計画見直しをされたい。

### 1 計画の基本理念

本計画の基本理念を引き続き推進し、関連する施策における基本目標について、社会情勢の変化や子どもや家庭の多様なあり方等を踏まえ見直しを行う。

#### 基本理念

**「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが  
健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」**

子どもの最善の利益が実現され、すべての親たちが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会を築いていくことが求められています。

少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、待機児童問題など、様々な課題を抱える中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていく必要があることが鮮明となっています。

流山市は、すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、各家庭が地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

## 1-2 基本的視点

### 基本的視点Ⅰ 子どもの視点に立った支援

子どもの最善の利益を実現するには、子どもや子育て家庭の置かれている状況や地域の実情、子ども自身の意見をふまえたうえで、適切な子育て支援をしていくことが必要となります。

すべての子どもが幸福感と自己肯定感を持ちながら成長できるよう、子どもの視点に立った支援を実現していくことが重要です。

### 基本的視点Ⅱ 切れ目のない支援

産前・産後休業後、育児休業後、待機児童問題、小1の壁（就学前までは保育サービスを利用してきえたが、就学後に学童保育を利用できない）等、子育て支援に切れ目が出てしまうことが子育てに対する不安の一因となっています。

いつでも、だれでも、安心して子育てができるように、妊娠から出産、子育ての流れの中で切れ目のない支援を実現していくことが重要です。

### 基本的視点Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援

地域の中で子どもとその家庭が孤立することのないように、地域みんなで子どもを育て、親を支えていけるような地域づくりが大切です。

子育て家庭を更に重層的に支えるために、子育て関連施設・団体間の連携の強化やワーク・ライフ・バランスが実現される就労環境の充実等、地域社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

### 基本的視点Ⅳ 施策の連携

子ども・子育て支援に関連する、教育や保育、福祉などの様々な分野が協力して、子ども・子育て支援サービスを提供していくことが求められています。

行政の都合で子ども・子育て支援を分断するのではなく、利用者の側に立つ観点から、子ども・子育て支援に関する各施策の連携を図っていくことが重要です。

## 1-3 基本目標



### 基本目標1 子育て支援する地域づくり

- 子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種保健サービスの充実や経済的支援を進めていきます。
- 子育て中の親が地域の人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域全体で子育て支援する体制を構築していきます。



### 基本目標2 子どもと保護者の健康づくり

- 心身の変化が激しく、様々な悩みを抱える妊娠・出産・産後の時期に**保護者**の心身の健康づくりを支えていきます。
- 健康づくりの出発点である乳幼児期には、適切な生活習慣が身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していきます。
- 子どもが心身ともに著しく成長する学童期から思春期には、友達や親、周囲の人々との関係の中で悩み成長していく子どもの心の成長を支えていける仕組みをつくっていきます。
- ライフステージや社会情勢の変化、**子どもや家庭の多様なあり方**に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して総合的な支援に取り組んでいきます。



### 基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり

- 子どもの権利条約を踏まえ、子どもが自分の意見を表明できる環境づくりに取り組んでいきます。
- 家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるような環境を充実させていきます。
- 子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、的確な支援ができるような仕組みをつくっていきます。
- 子どもが乳幼児に接する機会を提供することで、生命の尊さや子育ての楽しさを自然に学び、実感できるようにしていきます。



#### 基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- ユニバーサルデザインの観点を取り入れ、道路や施設の整備・充実を推進していきます。
- 子どもが伸び伸びと成長できるよう、子育て家庭が安心して日常生活を営めるよう支援していきます。
- 次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってまちづくりを見直していきます。
- 地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいきます。



#### 基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- 男女がともに子育ての責任を担い、ワーク・ライフ・バランスが実現されるよう職場環境の改善を促進していきます。
- 従来までの働き方や家庭内の役割分担を見直していくよう意識啓発等をしていきます。



#### 基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- 児童虐待や貧困など、養育環境に配慮が必要な家庭の実情に合わせて、誰一人取り残されない子育て支援をしていきます。
- 子どもの人権擁護という観点に立ち、地域の人々の協力を得ながら、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止と対応の強化をしていきます。
- 支援を必要とする子どもや家庭に対し、必要な情報や支援が届くような仕組みづくりに努めていきます。

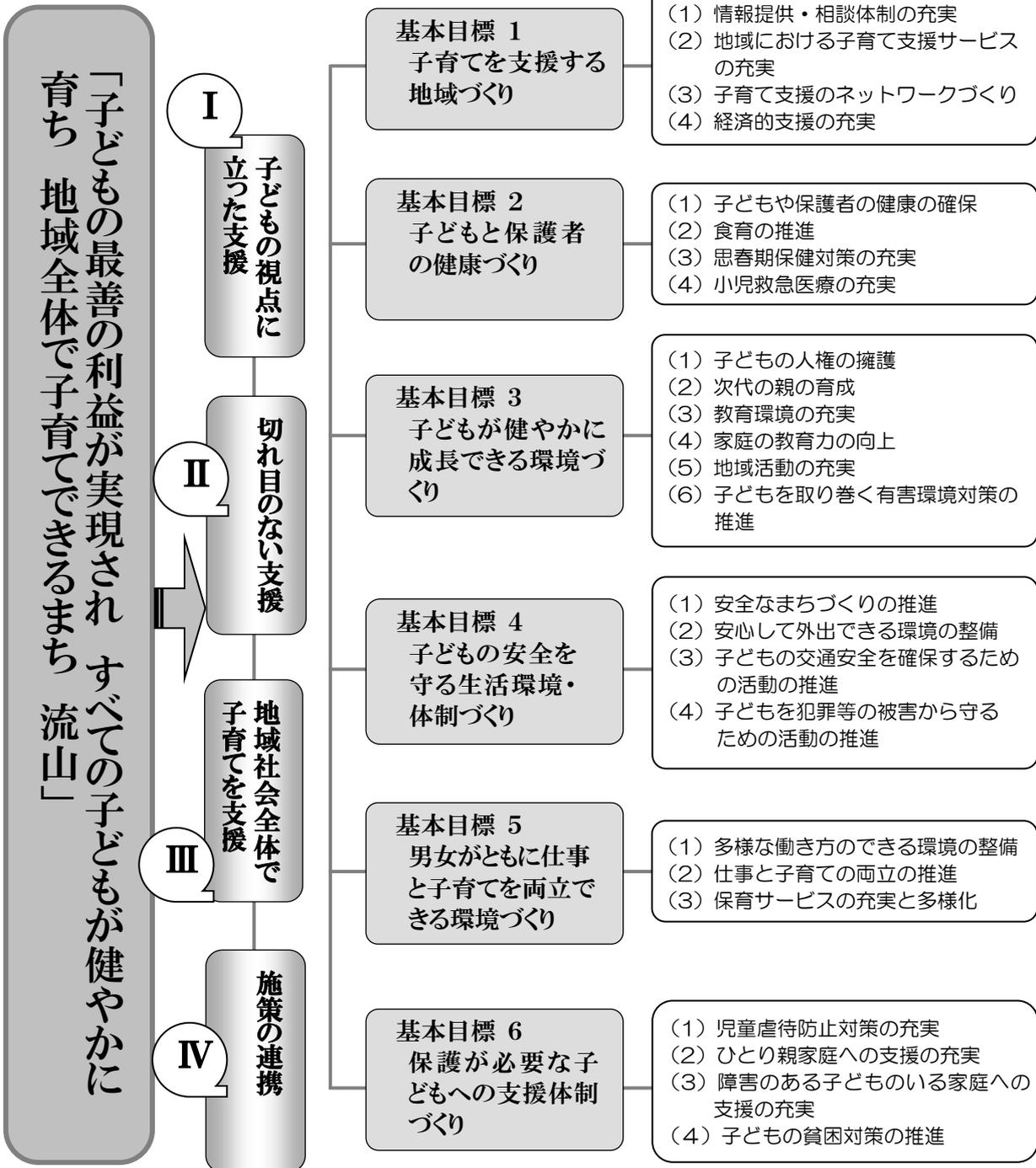
# 1-4 施策の体系

《基本理念》

《基本的視点》

《基本目標》

《主要課題》



## 2 流山市の子どもと家庭を取り巻く本市の現状

### (1) 人口動態と子ども世帯

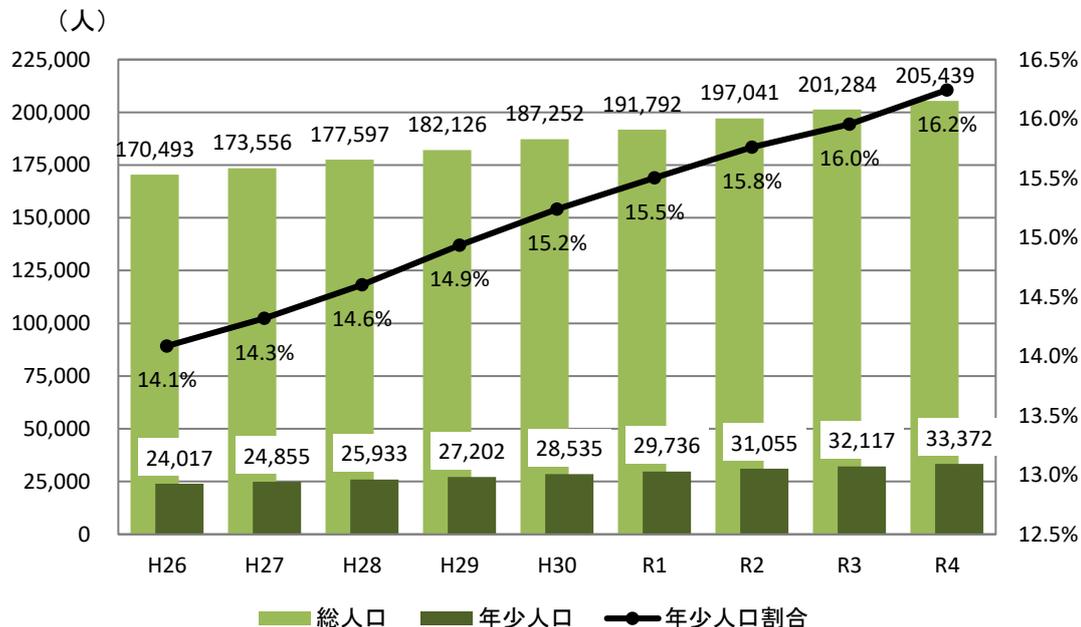
平成17年につくばエクスプレスが開業し、沿線開発に伴う駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進みました。本市は住民誘致のメインターゲットを子育て世代と定め、保育園の新設・増設や送迎保育ステーションなど積極的な子育て支援施策を進めてきた。

これにより、つくばエクスプレスが開通した平成17年4月1日現在の常住人口と令和4年4月1日現在の常住人口を比較すると、約5万人増加しました。特に、年齢別人口では30代後半から40代、0～9歳の年齢層を中心に人口が伸びており、子育て世代が増加しています。また、住民基本台帳による流山市地区別人口推移では、全体人口に占める中部及び南部地区の人口の占める割合が高くなっている。

### (2) 総人口と年少人口の推移

流山市の人口は、令和4年4月1日現在、205,439人で、前年と比較して4,155人増えており、毎年増加傾向で推移しています。また、年少人口（15歳未満）は、33,372人で、前年と比較して1,255人増加している。さらに、年少人口割合も毎年増加している。

今後は、人口増加の要因となる大規模な集合住宅の建設が終了したことで、落ち着いた人口の推移となることが予想される。

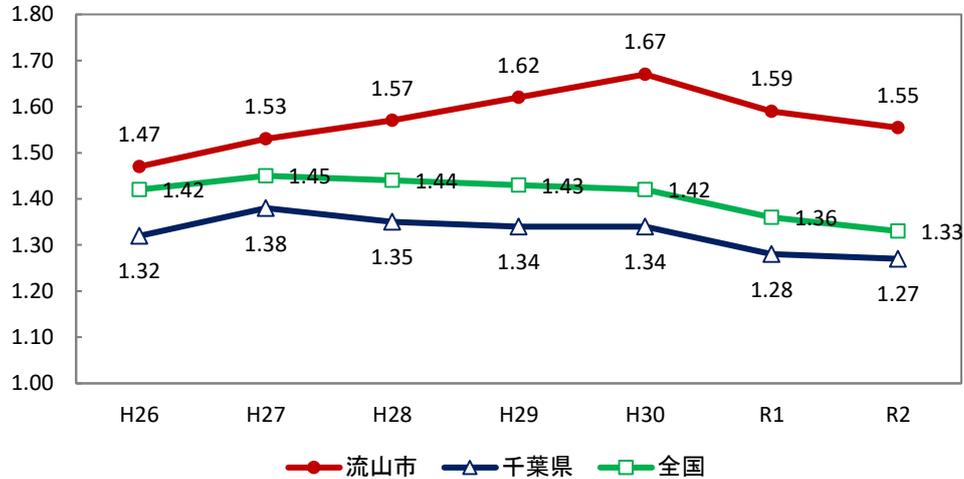


資料：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

### (3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、令和2年は前年と比較して減少したが、依然として、千葉県及び全国の数値よりも高くなっている。

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

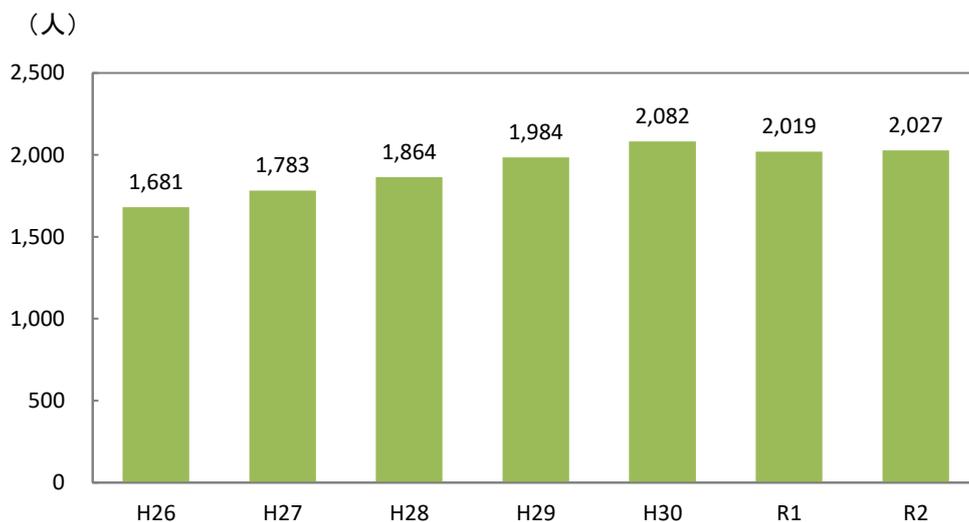


資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

### (4) 出生数、出生率の推移

#### ①出生数

平成26年から平成30年にかけて出生数は増加傾向であり、令和元年には減少に転じたが、令和2年に再び微増となった。

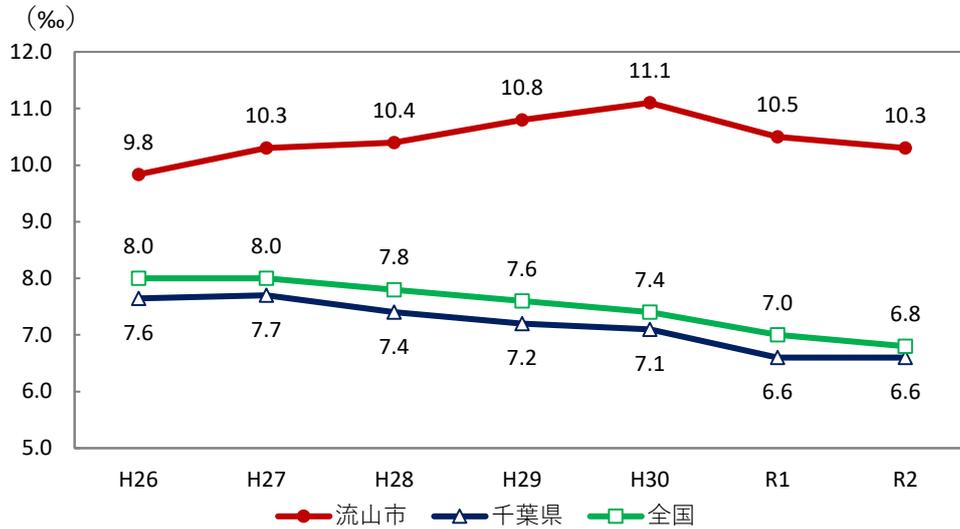


資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

## ②出生率

出生率は、平成30年をピークに推移している。千葉県および全国の出生率を上回っている。

※出生率：人口千人あたりに対するその年の出生数の割合



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

## ③母の年齢別出生数の推移

25～39歳の出生数は平成30年をピークに推移している。

単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総数	1,681	1,783	1,864	1,984	2,082	2,019	2,027
15～19歳	6	5	4	7	5	5	7
20～24歳	63	54	82	70	75	76	77
25～29歳	388	423	424	433	475	422	412
30～34歳	708	731	777	835	851	875	793
35～39歳	437	485	490	515	572	514	609
40～44歳	77	85	85	120	102	123	126
45～49歳	2	0	0	4	2	4	3
50歳以上	0	0	2	0	0	0	0

資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

### (5) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

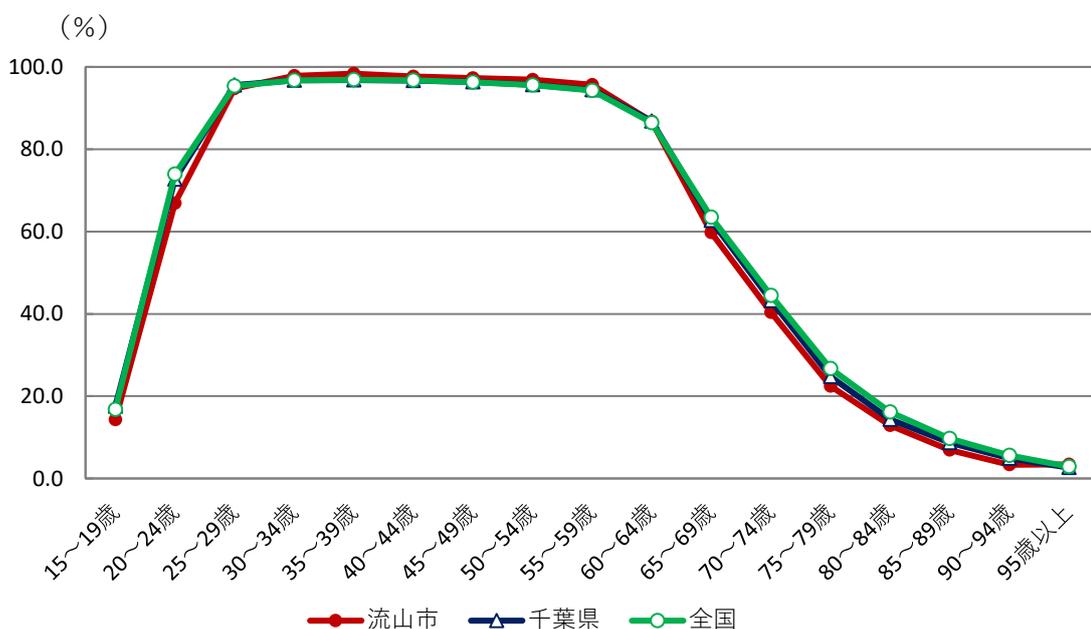
令和2年時点の男性の労働力率は、主な子育て世代である35～39歳代では98%台となっており、千葉県及び全国と比べると高くなっている。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

単位：%

	流山市				流山市	千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年		令和2年		
15～19歳	16.4	15.2	14.7	15～19歳	14.3	17.6	16.7
20～24歳	56.2	58.5	60.1	20～24歳	66.9	72.7	74.0
25～29歳	89.4	93.7	93.5	25～29歳	94.7	95.6	95.4
30～34歳	93.7	98	97.5	30～34歳	97.9	96.7	96.8
35～39歳	94.9	98.5	98	35～39歳	98.4	96.8	96.9
40～44歳	95.6	98.5	97.5	40～44歳	97.7	96.7	96.8
45～49歳	95.9	98.1	97.2	45～49歳	97.3	96.3	96.3
50～54歳	95.8	98.1	96.9	50～54歳	96.9	95.7	95.6
55～59歳	94.5	96.4	95.5	55～59歳	95.7	94.4	94.3
60～64歳	74.9	82	83.1	60～64歳	86.7	86.8	86.5
65～69歳	47.5	52	53.1	65～69歳	59.8	62.7	63.5
70～74歳	27.9	31.1	31.5	70～74歳	40.4	43.2	44.5
75～79歳	17.3	16.9	18.5	75～79歳	22.5	24.8	26.7
80～84歳	10.8	11.3	10	80～84歳	12.9	14.4	16.2
85歳以上	6.4	7.6	5.2	85～89歳	6.9	8.7	9.7
				90～94歳	3.3	4.9	5.6
				95歳以上	3.4	2.6	2.9

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



## (6) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

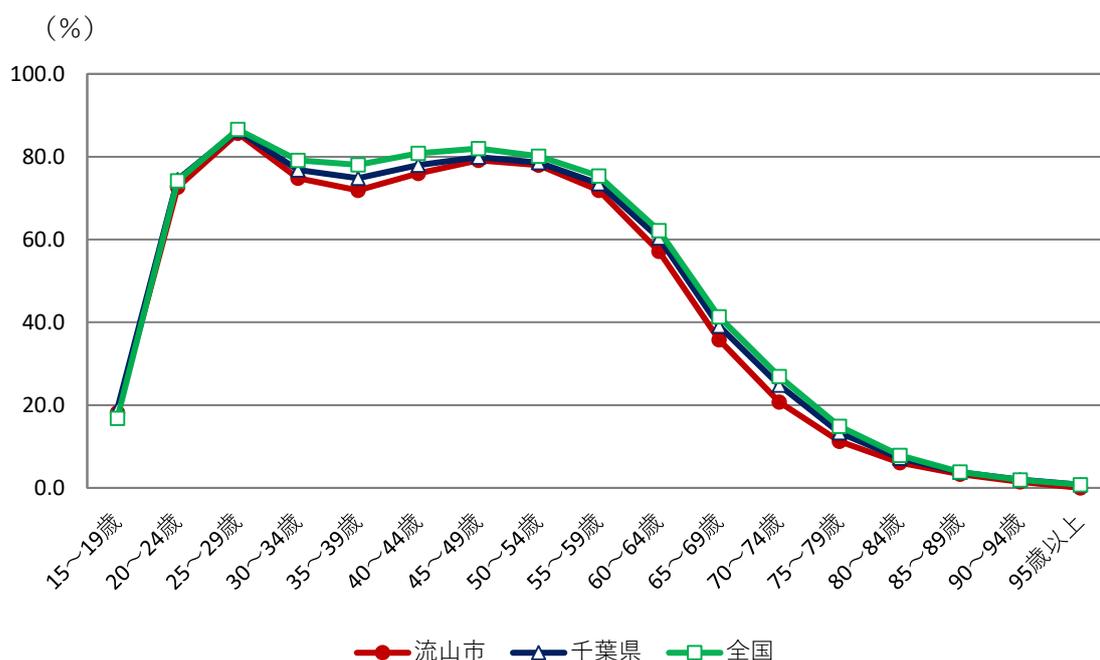
令和2年時点の女性の労働力率は、千葉県及び全国と比べると低くなっているが、平成27年時点の労働力率と比較すると、多くの年齢区分で増えている。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

単位：％

	流山市				流山市	千葉県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年		令和 2 年		
15～19 歳	17.4	17.2	15.7	15～19 歳	18.2	19.0	16.8
20～24 歳	64.3	68.4	67.4	20～24 歳	72.7	74.5	74.2
25～29 歳	72.9	77.8	81.1	25～29 歳	85.7	86.3	86.6
30～34 歳	57.9	64.5	71.1	30～34 歳	74.8	76.8	79.1
35～39 歳	54.7	59.9	66.9	35～39 歳	71.9	74.8	78.1
40～44 歳	64.3	66	70.7	40～44 歳	76.0	78.0	80.8
45～49 歳	68.6	71.8	75.7	45～49 歳	79.1	79.9	82.0
50～54 歳	61.6	68.2	73.7	50～54 歳	78.0	78.5	80.2
55～59 歳	51	57.4	64.2	55～59 歳	71.9	73.5	75.3
60～64 歳	31.3	40.6	45.5	60～64 歳	57.2	60.4	62.2
65～69 歳	18.7	22.1	27.1	65～69 歳	35.8	39.1	41.3
70～74 歳	10.3	12.8	14.7	70～74 歳	20.8	24.9	26.9
75～79 歳	7.2	7.8	8.6	75～79 歳	11.2	13.3	14.9
80～84 歳	4.8	6	4.5	80～84 歳	6.1	7.2	7.8
85 歳以上	1.4	2.3	2.1	85～89 歳	3.3	3.8	3.9
				90～94 歳	1.4	2.0	1.9
				95 歳以上	0.0	0.8	0.8

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



### 3 教育・保育の利用者の見込みと対応策

現計画の見直しにあたっては、利用者の見込みと対応策について、実態に合わせたものとし、令和5年度、令和6年度の保育需要（量の見込み）に対する対応（確保）策を講じる。市将来人口推計をベースとし、将来における保育需要を加味したものとする必要がある。区域設定については、区画整理事業の進捗により、現計画から地区の変更が生じているため、北部地区・中部地区・南部地区・東部地区の4区域のうち、一部（市野谷）について見直しを行う。

#### (1) 認可保育所待機児童数（国基準）

認可保育所待機児童数は、保育所等整備により減少し、令和3年4月1日時点で待機児童の解消に致った。しかしながら、令和4年4月1日時点では、待機児童が3名発生している。

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成28年度	8	99	28	9	2	0	146
平成29年度	4	50	34	2	2	0	92
平成30年度	0	24	1	4	0	0	29
令和元年度	4	26	6	6	0	0	42
令和2年度	2	23	1	0	0	0	26
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	1	1	1	0	0	0	3

各年度4月1日現在

※ 認可保育所待機児童数（国基準）とは、「保育所等利用待機児童数調査要領」で、待機児童の計算の基準を厚生労働省が定めたものです。

#### (2) 教育・保育の利用者の見込みと対応策（実績）

現計画の始期である令和2年度以降（各年4月1日時点）の教育・保育の実績数として、上段の実績数は、保育認定を受けた各児童数を示し、下段の定員数は、教育・保育施設の施設定員数を示す。

表の令和2年度、令和3年度のカッコ内は、第2期子どもをみんなで育む計画における計画（量の見込み）数値を表している。

## ① 4区域（実績）

単位：人

利用区分		令和2年度	令和3年度	
実績数	未就学児児童数	13,915 (13,882)	14,106 (14,112)	
	児童申込者数	2号認定（3歳児以上）	3,410 (3,107)	3,702 (3,488)
		3号認定（0歳児）	465 (498)	450 (512)
		3号認定（1・2歳児）	2,521 (2,469)	2,633 (2,601)
		合計	6,396 (6,074)	6,815 (6,601)
		1号認定（3歳児以上）	118	106
定員数	認可保育所 小規模保育事業所 認定こども園	2号認定（3歳以上）	3,817 (3,707)	4,118 (4,556)
		3号認定（0歳児）	726 (704)	808 (857)
		3号認定（1・2歳児）	2,416 (2,346)	2,766 (2,871)
		合計	6,959 (6,757)	7,692 (8,284)
		1号認定（3歳以上）	114	120
	確認を受けない幼稚園	2,820	2,820	

## 《認定区分》

認定区分	対象者	本市の施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	公立幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就 学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就 学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

※ 確認を受けない幼稚園とは、新制度に移行していない幼稚園

（現在、本市の私立幼稚園は、すべて、新制度に移行していない幼稚園となる。）

### (3) 幼稚園の入園児童数

幼稚園の入園児童数は、平成 26 年度からほぼ横ばいで推移している。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園児数（公立）	61	57	57	44	46	42
園児数（私立）	2,641	2,730	2,725	2,684	2,676	2,610
合計	2,702	2,787	2,782	2,782	2,722	2,652

各年度5月1日現在

## 4 地域子ども・子育て支援事業の利用者の見込みと対応策

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている事業について、事業実績等に基づき、必要に応じて、見直しを行う。

※ 地域子ども・子育て支援事業

- ① 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ② 延長保育事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### (1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

〈学童クラブ（放課後児童健全育成事業）入所児童数〉

学童クラブの入所状況は、平成 28 年度から 12 か所の学童クラブを増設し、入所児童数も 1,303 人増加している。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入所児童数	1,303	1,515	1,765	2,120	2,481	2,606
か所数	24	27	28	31	34	36

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
(2) 提供区域の設定	北部地区・中部地区・南部地区・東部地区（4区域）
(3) 確保方策の内容	<p>【北部】（小学校区：江戸川台、東深井、新川、西深井）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度入所率 低学年：40.7% 高学年9.0%</li> <li>令和元年度の施設環境で対応する。</li> <li>計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。</li> </ul> <p>【中部】</p> <p>（小学校区：西初石、八木北、小山、おおたかの森、新設（大畔））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度入所率 低学年：44.3% 高学年9.8%</li> <li>令和2年度に新設小学校の校舎内に6単位（240人）を整備する。</li> <li>令和2年度に八木北小学校の校舎内に7単位（220人）を整備する。</li> <li>入所児童数の増加に対応できるよう、施設整備を進めていく。</li> <li>計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。</li> </ul> <p>【南部】（小学校区：流山、流山北、鱈ヶ崎、南流山）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度入所率 低学年：45.8% 高学年10.0%</li> <li>入所児童数の増加に対応できるよう、施設整備を進めていく。</li> <li>計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。</li> </ul> <p>【東部】（小学校区：長崎、八木南、向小金、東）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度入所率 低学年：39.4% 高学年9.3%</li> <li>入所児童数の増加に対応できるよう、施設整備を進めていく。</li> <li>計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。</li> </ul> <p>※全区域において、入所率は現在の入所率から段階的に上昇し、令和6年度入所率の値に達すると見込んでいる。</p>
(4) 事業担当課	教育総務課

②利用者の見込みと対応策（各年度4月）

需要量の見込みは、小学校ごとの児童数の推計及び想定値を基礎として、学童クラブの入所率や保育所（2号認定）の需要率の増加実績等を勘案し、小学校区ごとに学童クラブの需要率の増加を見込んで算出している。

## 5 障害児に対する障害福祉サービスの見込量確保の方法

### (2) 障害児に対する障害福祉サービスの見込み量と確保方策

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、児童発達支援センター（つばさ学園）の事業を充実し、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、保育所や幼稚園等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図る。なお、見込量及び確保方策は、第6期障害福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画と整合させ、計画期間は令和3年度～令和5年度の3か年間とし、本計画の見直しに併せて見直しを行う。

#### ■ 児童発達支援

##### ①事業の概要

(1) 事業の概要	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

##### ②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	2,739	3,119	3,499
	利用者数 【人/月】	249	284	318
②確保方策	<p>○児童発達支援センターつばさを中心に、市内事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保及び質の向上に努めます。</p> <p>○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。</p>			

#### ■ 医療型児童発達支援

##### ①事業の概要

(1) 事業の概要	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

##### ②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	1	1	1

	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	○本市には医療型児童発達支援を実施する事業所はありませんが、人口の増加によって理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児の増加も見込まれるため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。			

## ■ 居宅訪問型児童発達支援

### ①事業の概要

(1) 事業の概要	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。
(2) 事業担当課	障害者支援課

### ②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	3	3	3
	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	○対象となる障害児の把握を行いながら、児童発達支援センターと連携し必要な見込量を確保します。			

## ■ 放課後等デイサービス

### ①事業の概要

(1) 事業の概要	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

### ②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	4,023	4,491	4,959
	利用者数 【人/月】	309	345	381
	市内事業者数	25	26	27

②確保方策	<p>○子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼び掛けて見込量の確保に努めます。</p> <p>○県が指定する放課後等デイサービス事業所が、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき一定の質を確保しているかを常に注視し、質の高い支援体制を確保していきます。</p> <p>○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。</p>
-------	--

## ■ 保育所等訪問支援

### ①事業の概要

(1) 事業の概要	保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
(2) 事業担当課	障害者支援課

### ②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	24	28	36
	利用者数 【人/月】	12	14	18
②確保方策	<p>○保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害者支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。</p>			

## ■ 障害児相談支援

### ①事業の概要

(1) 事業の概要	障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【人/月】	130	160	200
	市内事業 所数	11	12	13
②確保方策	<p>○既存及び新規の障害児通所支援等事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。</p> <p>○障害児相談支援を行っている市外事業所へ市内でのサービス提供を働きかけ市内においてもサービスが受けられるような体制を確保します。</p> <p>○流山市地域自立支援協議会を中心に指定障害児相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。</p>			

■ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズとその提供体制について

①事業の概要

(1) 事業の概要	保育所等の子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が、希望に沿った利用ができるよう保育所や幼稚園、認定こども園、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を図ります。		
(2) 事業担当課	障害者支援課		
①量の見込み	令和5年度末における目標値	備考	
保育所における障害児の受入れ 人数	71人	うち医療ケアが必要な児童数 10人	
幼稚園（認定こども園を含む） における障害児の受入れ人数	21人	うち医療ケアが必要な児童数 3人	
放課後等児童健全育成事業（放 課後児童クラブ）における障害 児の受入れ人数	132人	うち医療ケアが必要な児童数 8人	
②確保方策	<p>○保育所及び幼稚園（認定こども園を含む）においては、保育課、児童発達支援センター及び健康増進課等の関係課と連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。</p> <p>○放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては教育総務課等の関係課や障害児通所サービス事業所、障害児相談支援事業所とも連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。</p> <p>○保育所等訪問支援サービスについて周知を図り、保育所等における支援方法について共有するとともに、安定した保育所等の利用ができるよう、事業の普及に向けた関係機関等の協力体制を整備します。</p>		

## 6 子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項

令和4年4月1日一部施行の「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」(令和3年法律第50号)を鑑み、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項について留意する。

## 7 施策の展開

令和3年度第6回子ども・子育て会議及び令和4年度第5回子ども・子育て会議での内容を踏まえ、十分に内容の精査を行い、計画の基本理念等を体現する施策の展開を進める。

【掲載例】		※上記表中の記載及び数値については、サンプルであり実評価のものではありません。											
基本目標1 子育てを支援する地域づくり													
番号	事業名(担当課)	① 事業内容・事業目標					② 令和3年度評価						
★14	児童館・児童センター(子ども家庭課)	<b>おおたかの森地域及び南流山地域において、児童センターを新たに整備します。</b> 市内児童館・児童センターにおいて、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てサポートするための事業を実施します。 新型コロナウイルス感染症の流行を鑑み、オンライン等を活用した新たな遊びや取り組みを検討します。 新たに図書館と児童センターの複合施設が開設することから、施設特性を生かした新たな遊びの場の提供を行います。					A・B・C・D						
③ 主な活動指標(事業実績)		R3実績	R3目標	R4目標	R5目標	R6目標	④ 主な成果指標		R3実績	R3目標	R4目標	R5目標	R6目標
(仮称)南流山地域図書館・児童センター整備工事進捗率(%)		75.92	66.7	100	-	-	市内7施設利用者アンケート(%) 「施設を利用することで子育てを支えられていると感じる:あてはまる・だいたいあてはまる」平均		98.1	98	↑	↑	↑
施設延べ利用者数(人)		85,000	84,000	87,000	↑	↑	「これまでの取り組み・課題」で記載した課題について、解決のための改善策を記載。						
⑤ R3年度の現状	既存児童館・児童センターでは、スタッフ、利用者における手指消毒や検温、施設内換気を徹底し、安心、安全な施設利用が出来るよう運営しました。					⑦ 課題解決のための改善策		(仮称)南流山地域図書館・児童センター整備では、令和4年度開設に向け工事を進めていきます。工事の際は事前にスケジュールを周知するなどして学校活動や近隣住民へ最大限配慮を行ったうえで進めていきます。					
⑥ これまでの取り組み・課題	新たな遊びの提案として、ウェブ上に動画を掲載し利用者が閲覧できるようにしました。(仮称)南流山地域図書館・児童センター整備の工事は、工事敷地内の地中障害物撤去に伴い、本体工事の工事進捗に遅れが生じました。当該工事は、学校活動や近隣住民の方々への生活に支障が生じないよう、あるいは最小限に留められるよう最大限配慮する必要があります。					⑧ R5からR6年度の取り組み		既存児童館・児童センターでは、幼児のグループ活動によるお友達を伴ったサポートや子育ての相談に取り組み、学童には、ボールあそびや卓球、大型ブロック、マンカ、カードゲーム、読書など多様な遊びの場を提供していきます。令和4年度には(仮称)南流山地域図書館・児童センターの開設が予定されていることから、複合施設の特性を生かした更なる遊びの場の提供を検討します。					
第二期子どもをみんなで育む計画見直し版の掲載イメージ													
事業名		市内児童館・児童センターにおいて、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てサポートするための事業を実施します。 新型コロナウイルス感染症の流行を鑑み、オンライン等を活用した新たな遊びや取り組みを検討します。 新たに図書館と児童センターの複合施設が開設することから、施設特性を生かした新たな遊びの場の提供を行います。											
★14	児童館・児童センター(子ども家庭課)	改善策 (仮称)南流山地域図書館・児童センター整備では、令和4年度開設に向け工事を進めていきます。工事の際は事前にスケジュールを周知するなどして学校活動や近隣住民へ最大限配慮を行ったうえで進めていきます。											
		R5からR6年度の取り組み 既存児童館・児童センターでは、幼児のグループ活動によるお友達を伴ったサポートや子育ての相談に取り組み、学童には、ボールあそびや卓球、大型ブロック、マンカ、カードゲーム、読書など多様な遊びの場を提供していきます。令和4年度には(仮称)南流山地域図書館・児童センターの開設が予定されていることから、複合施設の特性を生かした更なる遊びの場の提供を検討します。											

## 8 計画の進行管理

計画の進捗状況について、定期的に「流山市子ども・子育て会議」に報告する。  
また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとする。

## 9 子ども・子育て会議委員

第5期：令和3年6月1日～令和5年5月31日

委員構成		氏名
1	児童福祉サービスの提供者	佐藤 令子
2	児童福祉サービスを提供する者	松本 香苗
3	私立幼稚園協会を代表する者	松田 月子
4	民間保育園協会を代表する者	櫻庭 康子
5	小規模保育連絡協議会を代表する者	藪本 敦弘
6	学童保育連絡協議会を代表する者	伊藤 崇浩
7	主任児童委員	矢口 輝美
8	学識経験を有する者	柏女 霊峰
9	教育委員会の職員	長谷部 敬子
10	市民等	橋本 隆雄
11	市民等	羽中田 彩記子
12	市民等	高山 智之
13	市民等	田中 由実
14	市民等	小澤 孝江

## 10 資料編

流山市子育て支援施策についてのアンケート（アウトカム評価）の実施結果